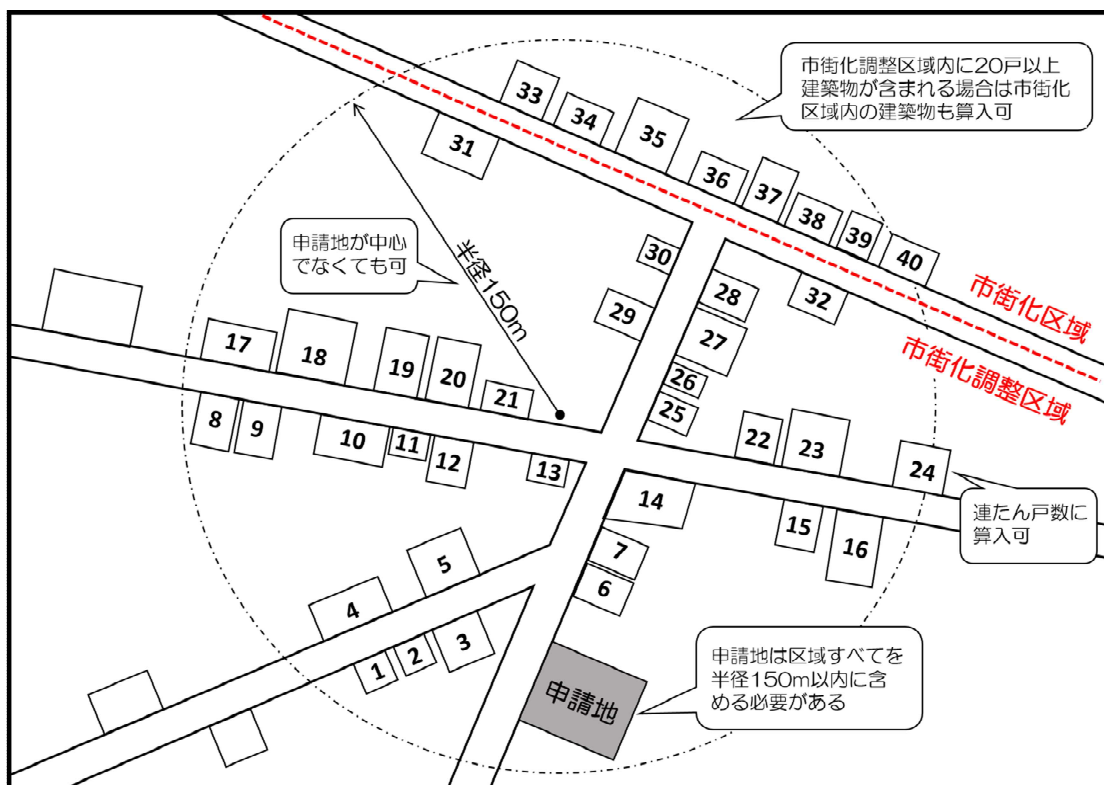
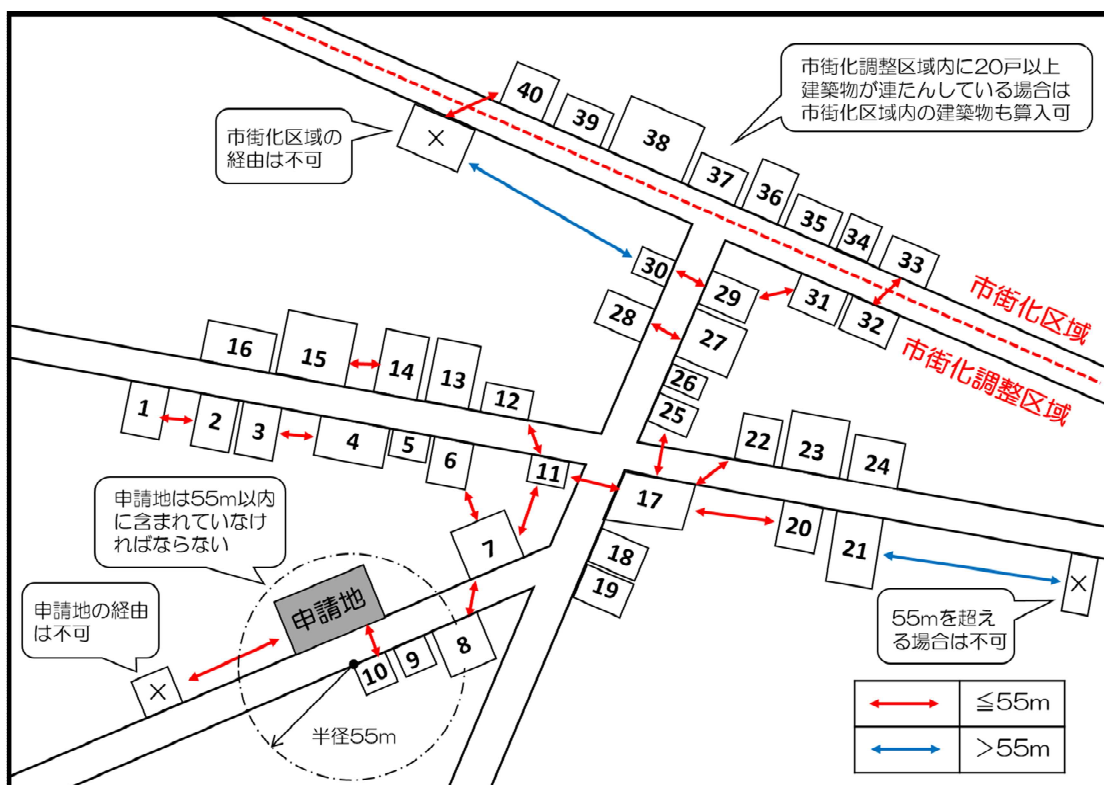


大網白里市 連たん制度概念図

① 半径 150mの範囲内に 40 以上の建築物が連たんしている地域（条例第 2 条第 2 項ア）



② 敷地間の距離が55m以内で40以上の建築物が連たんしている地域（条例第2条第2項イ）



- ✓ ①②とも、開発区域の面積が5ha未満かつ当該開発区域の全部が市街化区域から1.1kmの範囲内に存するものが対象。河川等で連たんが分断される場合は不可。
- ✓ 建築物の敷地は、建築確認申請時の敷地とするが、建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域の指定以前に建築された建築物は、用途上不可分の関係にある建築物を含む一団の土地とする。